

八ッ場ダム住民訴訟通信-130

2017年10月12日発行

水道事業は誰のもの・・・

再び水道料金の総括原価方式を考える。

既に通信-127号で触れましたが、水道事業が公営である理由は、「水は命と生活のみなもと」であり、だからこそ水道事業は間違っても破たんさせる訳にはいかないからです。そこで採られたのが、ダムなど水源開発費の県負担分、取水場や浄水場の建設費、その維持管理費など、すべての経費に“適正な利益”を乗せて水道料金とする「総括原価方式」です。従って、私たち需用者は水の恵みを受けると共に、水道料金を払って事業を支え、同時に事業のリスクをも負っているのです。だから「水道事業の主体は私たち需用者＝県民のもの」と言えるのです。

問題は、事業における様々な意思決定が、市町村などの水道事業者、県、国に握られ、私たちには、その機会が閉ざされていることです。

県の水道担当は「総括原価方式」を知らなかった？

本年7月、県と茨城共同運動の話し合いの場で、珍妙で悲しむべきシーンがありました。以下その場面を紙上公開してみます。※市民＝編者です

- ・市民…水道料金の総括原価方式とはどう言うものですか？
- ・県当局…首を傾げ「・・・」。
- ・市民…前述の水源開発費の負担などを列挙し「そう言うことですね」
- ・県当局…「・・・」の後、曖昧に頷く。
- ・市民…ならば水道事業のリスクは誰が負っていますか？
- ・県当局…「・・・」
- ・市民…水道料金を払っている需要者＝県民ですよ。
- ・県当局…「・・・」の後、当惑げに頷く。
- ・市民…と言うことは「水道事業の主体」は需要者である県民ですね。
- ・県当局…頷く。
- ・市民…それでは伺います「急激な人口減少時代を迎え、過剰になる水道インフラとその更新が水道事業者の最大で喫緊の課題ですね。まして茨城県は膨大な水余りを抱え、その上、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水などを進めています。この重大な局面に水道事業の主体である需要者＝県民が埒外に置かれているのは“おかしい”と思いませんか。要求します「県企業局と市町村などの事業者、そして市民を交えた話し合いの場」を持ちませんか。
- ・県当局…「・・・」「・・・」ひたすら「・・・」
- ・傍聴者…「あなた方が判断できないなら上司と相談して回答しろ」などの声・声。
- ・県当局…時間切れを待って逃げるように退席。後を追う共同運動の責任者。
- ・共同運動責任者…戻ってきて一言「できない」と言っていました。

何ともやりきれない話し合いでした。県当局の無責任、不誠実さへの苛立ちはもちろんですが、言葉にならない悲しみに襲われました。総括原価方式を問われ「・・・」となったのは、本当に知らなかったと思われるからです。多分、水道事業の主体が需要者＝県民であることも、話し合いの中で初めて気づいたのでしょう。後半の「・・・」は、国税庁

長官に栄転した某財務官僚ほど“ワル”ではなかったからでしょう。

ただはっきりしたのは県当局のアタマに「水道事業は県民のもの」という当たり前がすっぱり抜け落ちていたことです。

水道事業は需要者＝県民による「自治」を。

命と暮らしに直結する水問題は、民による民のための「自治」の原点と考えます。古くから「水争い」「我田引水」という言葉があるように、水をめぐっては熾烈な争いがありました。しかし、地域の自治により水争いを収めるルールを作り、社会を維持してきました。いま形こそ違えど、私たち県民の財産である水道事業が危機に瀕しています。これまでの事業者任せから、事業の主体である県民が直接参加する「自治＝協同組合方式」をも視野に入れた思考が求められるでしょう。何故なら…

日本の近代水道は横浜市に始まりますが、これは、条約改正という課題のために、最大の外人居留地であった横浜で近代的・衛生的な水道を整備して、日本が近代国家であることを証明しようとしたことが背景にあります。実際に私たち庶民の水道は、現在でも見られる「簡易水道組合」によって普及したと見るべきでしょう。つまり需要者が直接参加する協同組合方式＝自治によるものだったのです。

変化は水道事業の広域化から始まります。厚生省（当時）が旗振り役となっていたのですが、実際の流れは通信 127 号で触れたように建設省(当時)が目論んだ「多目的ダム法」によるところが大と言えるでしょう。治水に加え利水行政を手にした建設省は、それまで比較的容易だった水利権の取得を、水源開発への参加を条件とすることで都県の手が届かぬ国策事業へと化しました。茨城県と八ッ場ダムを例にとれば、国は茨城県に毎秒約 10 トンの水利権を求めさせる形で「ダム使用权設定申請」を提出させます。これを“人質”として八ッ場ダム事業費の一部を負担させます。一方、茨城県は市町村など水道事業者にも“必要水量”の申請を提出させ、この事業は市町村からの要望によるものとの大義名分を手にし、供給料金に負担分を加算します。市町村の事業者は高きから低きに流れるように水道料金に上乘せします。国→県→市町村など事業者と行政権力の階層化がなされ、水道事業の主体である需要者＝県民は置き去りにされたのです。同時にその無責任体制は、水道事業を窮地に追い込んでしまいました。

水道事業の主体が需用者＝県民ならば、需要者の直接参加による「自治＝協同組合方式」こそ、本来あるべき姿でしょう。

すでに破たんが始まった水道会計

これまで私たちは幾度も水道料金の値下げを求めてきました。その根拠とする理由は、水道会計の黒字分の還元でした。そして事業者からは「設備の維持管理費などが掛かるからできない」との回答が返ってきました。これはどちらも正しい？と言えます。水道会計を大きく括りますと、水源開発の負担金、浄水場などの建設費用は債権(企業債)を発行して賄います。債権は年ごとに償還しますから残高は年々減少します。一方、債権の発行額も利息もすべて水道料金で回収しますから償還が進めば水道会計は黒字化します。だから黒字分を還元し料金を下げるのは当然のことです。でも、これは「設備投資が適正」だったころの話。ご存知のように、現在の茨城県は過剰な水源開発と設備投資を重ねてきましたから、設備の維持管理費、減価償却は身の丈をはるかに超えています。その上、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水で上乘せされる膨大な施設の維持管理費と将来の更新費用、これらに見合う給水人口も水道料金収入も見込めなくなってしまったのです。これは偏に水道事業のり

スクは需要者＝県民になる「総括原価方式」の上に胡坐をかいた結果と言えます。悪態が許されるなら「将来人口も水需要も膨大になる。必ず深刻な水不足になる」と県民を脅し、かつて流行った“原野商法”のように無用な水源開発という投資に県民を誘い込んだのです。いわば詐欺師のような行為を国・県・市町村などの事業者が行ったと言えるでしょう。

私たちが県民の参加を前提に、今日の水問題を考えるテーブルの設置を求める理由はここにあるのです。※水源開発は水道料金を払うことで事実上需用者＝県民の投資になります。



ハッ場ダムカレー 写真：水源地ネットより

水道事業の民主化を放り出し、 愚民化を仕掛ける国と自治体。

近ごろ流行りの物と言えば、「ダム見学」と「ダムカード」そして「ダムカレー」とやら…。踊る阿呆…ならぬ「踊らすお上に踊らされる国民」と末世感もハンパじゃありません。

ダムカードとは、全国のダムを訪ね蒐集して楽しむ？もの。何が楽しいか分かりませんが、仕掛ける国にしたら「ダム凄え」とネトウヨウヨに言わせれば大成功なのでしょう。

悲しむべきは、お上の音頭に踊り狂う自治体の姿。ダム周辺の道の駅にはダムカレーが続々登場。いずれ「全国ダムカレーコンテスト」でも行われるのでは…という勢い。もちろんハッ場ダムの道の駅でも人気メニューに。ご丁寧なことに、ハッ場ダム工事事務所は見学者のためにと「ダム・コンシェルジュ」まで登場させました。これらは何れも国や自治体の税金・補助金が使われてのもの。“ダム造られて山河なし 水道破綻して民渴す”

那珂川漁業協同組合長の君島恭一さんがお亡くなりになりました。

9月26日、那珂川漁業協同組合長の君島恭一さんがご逝去されました。君島さんは、那珂川漁協が霞ヶ浦導水事業を容認しそうになった時「那珂川の清流は自分たちの先祖が遺してくれたものだ。そのお陰で自分たちは漁業を営んでいる。その清流を子々孫々に遺すことが自分たちの責任だ」と主張され、組合長に就き国と闘って来られました。霞ヶ浦導水裁判が結審を迎えようとする時、君島さんを失うことは残念でなりません。

君島さん、お疲れ様でした。有難うございました。ご冥福をお祈りします。

■霞ヶ浦導水控訴審結審へ

日時：12月5日(火)午後2時

場所：東京高等裁判所 812号法廷

是非、傍聴にご参加ください。

■ハッ場ダム茨城の会第13回総会

日時：12月10日(日)午後1時30分

場所：取手市福祉会館 2F 会議室 D

※詳細は追ってお知らせいたします。是非ご予約ください。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛
事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768